

名古屋市はユネスコが認定するデザイン都市です

ユネスコ・デザイン都市なごや ロゴマーク使用案内

2023年4月

ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク 使用案内

1 ロゴマークの目的

ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みの情報を発信し、広く周知するために活用することとします。

2 ロゴマークの表記

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマークのデザインは使用規程の第1号様式のとおりです。

3 使用者

ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みの趣旨に賛同する個人及び法人その他の団体の方に使用いただけます。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) ロゴマークを使用しようとする者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- (6) その他、ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みを妨げるおそれがあると認められる場合

4 ロゴマークの用途

ロゴマークはユネスコ・デザイン都市なごやの周知のために以下の用途で使用できます。

- ア 広報・広告（事業や商品等の情報を世間に広く宣伝するものをいう）
- イ 景品（商品などの販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう）
- ウ 商品（販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるもので収益を伴うものをいう）

5 使用申請

ロゴマークを使用しようとする場合、使用承認申請書を実行委員会に提出し、承認を得なければなりません。使用規程、申請書式及び使用申請用ロゴマニュアルをご確認の上、申請を行ってください。使用承認申請は原則としてユネスコ・デザイン都市なごやウェブサイトの専用フォームから行っていただきます。

なお、次の各号に該当する場合は申請をする必要はありません。

- (1) 報道関係機関が報道の目的で使用する場合
- (2) その他、実行委員会が特に申請を要しないと認めた場合

6 使用承認

申請書等に基づき、申請内容を審査します。使用を承認する場合は、申請者に対し承認書を交付します。

7 使用料

使用料は無料とします。

8 承認後の手続き

ロゴマークを使用する物品等の配布・公表前に、完成品を1部提出してください。ただし、物品の性質上の理由等で、完成品を提出することが困難な場合には、協議のうえ、イメージデータの提出等に替えることができます。

9 使用方法

承認された実施内容に限り、使用できます。

- ・ロゴマークの一部を使用したり、変更・加工したりしないでください。
- ・拡大・縮小する場合は、マークの縦横比を変更しないでください。
- ・その他、「使用申請用ロゴマニュアル」の使用条件を遵守してください。

10 ユネスコ・デザイン都市なごや連携事業

ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みの趣旨に賛同し、かつ地域のデザイン振興に資すると認められる事業については、ユネスコ・デザイン都市なごや連携事業として、ロゴマークの使用に加え、実行委員会のウェブサイトで紹介するなどの広報協力を受けることができます。

使用申請・問い合わせ窓口

ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会事務局

(名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進室)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL : 052-972-3172 FAX : 052-972-4128

問い合わせメール info@creative-nagoya.jp

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、ユネスコ・デザイン都市なごやに対し市民の理解と賛同を得て地域のデザイン振興を促進する取り組みの情報を発信するとともに、広く周知するために使用する。
2 ロゴマークのデザインは、第1号様式のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みの趣旨に賛同する個人及び法人その他の団体とする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) ロゴマークを使用しようとする者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- (6) その他、ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みを妨げるおそれがあると、ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認める場合

(対象事業及び用途)

第4条 ロゴマークは、次の各号に掲げる事業で使用ができるものとする。

(1)ユネスコ・デザイン都市なごや連携事業

ユネスコ・デザイン都市なごやの推進の取り組みの趣旨に賛同し、かつ地域のデザイン振興に資すると認められる事業として実行委員会が承認した事業をいう。実行委員会はユネスコ・デザイン都市なごや連携事業（以下「連携事業」という。）について、実行委員会のウェブサイトで紹介するなどの広報協力を行うものとする。

(2)その他、ユネスコ・デザイン都市なごやの周知につながる事業

2 前項第1号の事業においては、ロゴマークを次の各号の用途に使用できる。

- (1)広報・広告（事業や商品等の情報を世間に広く宣伝するものをいう）
- (2)景品（商品などの販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう）

3 第1項第2号の事業においては、ロゴマークを次の各号の用途に使用できる。

(1)広報・広告

(2)景品

(3)商品（販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるもので収益を伴うものをいう）

（使用申請）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、予め使用承認申請書（第2号様式）を実行委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1)報道関係機関が報道の目的で使用する場合

(2)その他、実行委員会が特に申請を要しないと認める場合

2 前項の使用申請は、原則としてユネスコ・デザイン都市なごやウェブサイトの専用フォームから行うものとする。

（使用承認）

第6条 実行委員会は、使用承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、ロゴマーク使用承認書（第3号様式）を交付するものとする。

（使用承認後の手続き）

第7条 使用承認を受けた者は、すみやかに申請書に記載のロゴマークを使用しようとする物品等の完成品を実行委員会に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などにより、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用承認を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用し、別記使用申請用ロゴマニュアルに従うこと。

(2) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用すること。

(3) 各種法令を遵守すること。

(4) 当該使用承認を受けた物品については、使用にあたり事故等が発生しないよう、安全性、品質についても十分な配慮をすること。なお、当該使用承認を受けた物品を原因とする事故に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

（承認事項の変更）

第9条 承認を受けた者が、承認事項を変更し、又はその他申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、承認変更申請書（第4号様式）を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。

（使用承認の取消）

第10条 実行委員会は、ロゴマークの使用が承認内容に違反していると認める場合、使用承認を取り消すことができる。

2 実行委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該承認に係る物品の使用停止及び回収等を命じることができる。

3 第1項の規定による使用承認の取消に伴う物品の回収費等は、使用承認を取り消された者の負担とする。

(使用料)

第11条 ログマークの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第12条 使用承認を受けた者がログマークの使用によって第三者に対して損害を与えた場合においても、実行委員会は損害賠償等法律上の責任を一切負わないものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

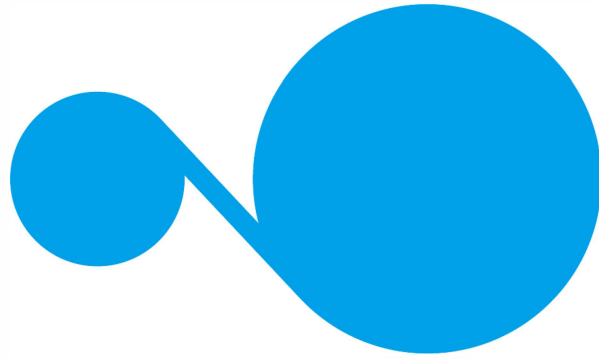
この規程は、平成27年7月13日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク



Nagoya,
City of Design

【第2号様式-1】

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用承認申請書

(あて先) ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会 委員長

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマークの使用について下記のとおり申請いたします。

申請者情報 (共通)

申請日	令和 年 (西暦 年) 月 日 ()			
申請者	住所 〒 名称 代表者氏名 (フリガナ) 代表者生年月日: 西暦 年 月 日			
連絡責任者	フリガナ 氏名:	所属・役職		
	TEL:	FAX:		
	E-mail:			
	住所 (申請者と異なる場合記入)			
事業区分等 該当する分類記号に○ 用途が複数の場合は該当全てに○	事業		用途	
	1	連携事業	1-1 広報・広告	【第2号様式-1】及び 【第2号様式-2】
			1-2 景品	
	2	その他、ユネスコ・デザイン都市なごやの周知につながる事業	2-1 広報・広告	【第2号様式-1】及び 【第2号様式-3】
2-2 景品			【第2号様式-1】及び 【第2号様式-4】	
2-3 商品				
使用期間	*使用申請期間は原則各年度期間内とします。(〇〇年4月1日から翌年3月31日までの期間内) 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()			

※ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用規程第3条の各号いずれかに該当するときは、承認を行いません。また、承認後に該当する旨が判明したときは、承認を取り消すことがあります。同条第5号の事由の該当を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

【第2号様式-3】

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用承認申請書

広報・広告

広報・広告する 事業名または 商品名など			
広報・広告対象 事業の実施者	(申請者と異なる場合のみ記入してください)		
広報・広告の目的			
広報 URL			
ロゴ使用形態 (該当に○)	1. ポスター・パンフレット・チラシ	2. 1 以外の広報制作物 (ステッカー、バナーなど)	
	3. ウェブサイト	4. DVD/CD	
	5. カタログ・報告書	6. その他 ()	
広報物等の 配布対象		配布数 (予定)	
概要	(内容/実施時期など) *企画書などの資料添付も可		
添付資料 (画像)	ロゴマークの使用イメージを JPEG 画像で添付してください。 画像は 2 ファイル以内、容量は合計 2MB 以内としてください。		

【第2号様式-4】

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用承認申請書

景品・商品

景品			
内容			
サイズ (W×D×H)		制作数 (予定)	
配布対象			
添付資料 (画像)	ロゴマークの使用イメージを JPEG 画像で添付してください。 画像は 2 ファイル以内、容量は合計 2MB 以内としてください。		

商品			
商品名			
商品説明			
サイズ (W×D×H)		重量	
製作数		販売予定価格 (税別)	¥
販売予定期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()		
添付資料 (画像)	ロゴマークの使用イメージを JPEG 画像で添付してください。 画像は 2 ファイル以内、容量は合計 2MB 以内としてください。		

【第3号様式】

ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用承認書

第 号

令和 年 月 日

様

ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会
委員長

令和 年 月 日付けで申請のあったユネスコ・デザイン都市なごやロゴマークの使用については、次の条件を付して承認します。

対象事業	
連携事業としての承認	
ロゴマークの使用承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
ロゴマークの使用内容	
<p>● ユネスコ・デザイン都市なごやロゴマーク使用条件</p> <ol style="list-style-type: none">1. ロゴマークの一部のみを使用し、又はロゴマークを変形し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないでください。また、指定外の配色はしないでください。2. ロゴマークの使用にかかる費用は、使用者が負担してください。3. 承認後すみやかにロゴマークを使用しようとする物品等の完成品を提出してください。4. 使用承認期間の終了後、引き続きロゴマークを使用する場合は、再度承認申請書を提出し、承認を受けてください。5. 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、承認申請の内容に虚偽があった場合等は、使用承認の取消および使用物件の回収を求めることがあります。6. その他関係法令及び規程を遵守してください。	

【第4号様式】

ユネスコ・デザイン都市なごや { 連携事業
 ロゴマーク使用 承認変更申請書

(あて先) ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会 委員長

令和 年 月 日付第 号により承認された事項について、下記のとおり変更したいので申請いたします。

申請日	令和 年 (西暦 年) 月 日 ()	
申請者	住所 〒	
	名称	
	代表者氏名 (フリガナ)	
	代表者生年月日: 年 月 日	
連絡責任者	フリガナ 氏名:	所属・役職
	TEL:	FAX:
	E-mail:	
	住所 (申請者と異なる場合記入)	
変更事項		

Nagoya, UNESCO City of Design Logo Manual

デザイン都市なごや 使用申請用ロゴマニュアル



ロゴマークは、使用する媒体やデザインに応じて最適なものを選択してください。

ロゴマーク 囲み罫はプロテクティブエリアを示すアタリ罫です。他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにしてください。

Blue Type **Standard color**



CMYK : C100%
RGB : R0 + G160 + B233
DIC : 179
PANTONE : Process Cyan C
Process Cyan U

ミニムサイズ



12mm

Black Type



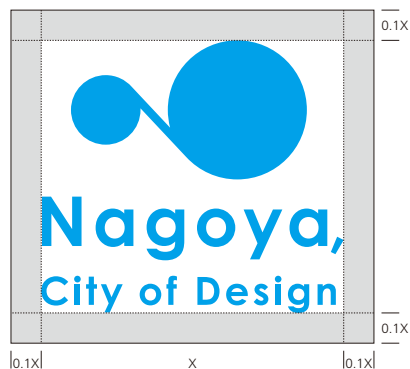
CMYK : K100%
RGB : R0 + G0 + B0

White Type



CMYK : K0%
RGB : R255 + G255 + B255

プロテクティブエリア



展開例 複雑な背景や文字の上などに配置する場合は、白バックとセットで使用してください。
 ログマークを使用する際は、視認性を十分考慮してください。



他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにして下さい。他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにして下さい。

使用禁止例



ログマークの
バランスを変えない



ログタイプを変えない



ログマークの
一部のみを使用しない



変形しない



回転しない



指定色以外での
表示をしない



影をつけるなど
装飾加工しない



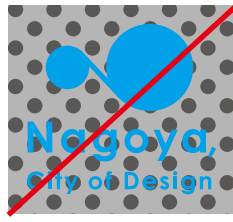
他の要素を加えない



白フチをつけて表示しない



近似色を
背景として使用しない



強い図形やパターンを
背景として使用しない



他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにして下さい。他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにして下さい。他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにして下さい。他の視覚的要素からの影響を受けないよう、周囲に一定のプロテクティブエリアを確保し、エリア内に他の要素が入らないようにして下さい。

プロテクティブエリア内に
文字などの他の要素を入れない